



令和2年3月5日 立川市広報課

送付文書 計1枚

報道機関 各位

保育園の登園自粛に伴う保育料の負担軽減について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため国の要請を受け、本市においては臨時休校し、保育所等においては開所しているところですが、市からの家庭保育のお願いに応じ、登園を自粛していただいた場合、登園日数により保育料を軽減することとしました。

◆ポイント

- ・立川市内の認可保育所や家庭的保育施設、小規模保育施設が対象
- ・保育料（給食費を含む）がかかる0～2歳児クラスの園児
- ・令和2年3月分の保育料について、同月中に6日以上欠席した場合、日割り計算で軽減後の保育料を算出
- ・保育料がかからない3～5歳児クラスの園児について、給食費は1か月間欠席等した場合を除き減額なし

【問い合わせ】

立川市 子ども家庭部 保育課長 三輪 秀子

Tel 042—523—2111 内線1115